一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

（ 令和6年度　甘楽西部環境衛生施設組合　清掃センター ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である清掃センターの維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物（可燃ごみ）の量 （規則　第4条の5の2第1項第1号　イ　関係）

区　分		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
焼却量	1号炉	t	89	89	83	85	83	77	19	90	91	92	76	77	951
	2号炉	t	91	90	84	86	89	82	109	85	90	93	71	76	1,046
合計焼却量		t	180	179	167	171	172	159	128	175	181	185	147	153	1,997

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度（月平均値）
（規則　第4条の5第1項第2号　ト、リ、ヲ　関係）

区　分		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
燃焼室中の燃焼ガス温度	1号炉	℃	894	895	896	897	892	894	892	893	889	892	897	895	894
	2号炉	℃	892	892	895	894	890	891	893	888	886	888	892	895	891
集じん器に流入する燃焼ガス温度	1号炉 2号炉	℃	182	181	182	182	182	182	182	182	183	182	182	182	182
排ガス中の一酸化炭素濃度	1号炉 2号炉	ppm	26.7	24.7	25.3	25.8	26.6	27.1	27.8	29.0	27.4	26.9	26.1	25.9	26.6
備　考			連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日（規則　第4条の5の2第1項第2号 ヌ 関係）

区　分	1 号 炉	2 号 炉
冷 却 設 備 （ 急 冷 塔 ）	令和6年6月10日 令和6年9月2日 令和6年12月9日 令和7年3月10日	令和6年6月10日 令和6年9月2日 令和6年12月9日 令和7年3月10日
排ガス処理設備（バグフィルター）	令和6年6月10日	令和6年6月10日

4. ばい煙又はばい煙濃度測定結果　（規則　第4条の5第1項第2号　カ　関係）

区　分	排出基準	単位	1 号 炉		2 号 炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			令和6年7月4日	令和7年3月6日	令和6年7月11日	令和7年3月13日
結果が得られた年月日			令和6年7月22日	令和7年3月19日	令和6年7月24日	令和7年3月19日
硫黄酸化物濃度（※排出基準）	K値17.5で測定される排出基準	K値	2.0未満	0.025	2.0未満	0.011
ばいじん濃度	0.25	g/m3	0.011	0.005	0.004未満	0.004
窒素酸化物濃度	250	ppm	98	86	71	63
塩化水素濃度	700	mg/m3	4.0未満	5.9	4.5未満	3.9未満

5. 排ガスのダイオキシン類濃度測定結果　（規則　第4条の5第1項第2号　カ　関係）

区　分	排出基準	単位	1 号 炉	2 号 炉
排ガスを採取した年月日			令和6年7月4日	令和6年7月11日
結果が得られた年月日			令和6年8月19日	令和6年8月19日
排ガス中のダイオキシン類濃度	5.0	ng-TEQ/m3N	0.800	0.720

【検査項目】

ば い じ ん 濃 度：物が燃焼するときに発生するもののうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子。

塩 化 水 素 濃 度：塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生する、刺激臭を有する無色の気体。

窒 素 酸 化 物 濃 度：石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生する。

硫 黄 酸 化 物 濃 度：石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。

ダ イ オ キ シ ン 類：塩素、酸素、炭素、水素の存在するところで、物が燃焼するときに発生する有機化合物。

施設の維持管理に関する計画

維持管理及び点検保守	施設の補修、定期整備、点検はその都度必要な人員で行う。 日常点検は「ごみ処理施設の維持管理基準」で定められた項目に適した運転を行うために必要な事項を設備ごとに行う。
安全衛生管理	施設での災害を防止するため、安全衛生に関わる各種法令、基準に則り、従業者の安全と健康及び快適な作業環境の形成を促進する。
維持管理の記録	施設の維持管理に関する点検、検査及び措置の記録を作成し、3年間保存する。
排ガス、放流水の測定記録	排ガス等に含まれるダイオキシン類の濃度については1年に1度測定するとともに記録を作成する。 排ガスに含まれる水銀の濃度については1年に2度測定するとともに記録を作成する。 排ガスに含まれるばいじん、硫黄酸化物の濃度又は量については6ヶ月に1度測定するとともに記録を作成する。 排ガスに含まれる塩化水素、窒素酸化物の濃度又は量については6ヶ月に1度測定するとともに記録を作成する。 排出ガスに含まれる一酸化炭素の濃度については連続的に測定するとともに記録を作成する。 放流水はクローズドシステムの為、放流水は発生しないため水質測定は行わない。